

業務及び財産の状況等に関する報告
〔預金保険法第80条に基づく報告書〕

平成14年1月8日

沖縄信用金庫

金融整理管財人

真栄田 司
竹 下 勇 夫

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	5
(1) 早期合併	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	6
3. 合併の見込み	6

1. 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

1. はじめに

当金庫は、平成13年10月26日、預金保険法第74条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。同命令に基づき、当金庫が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年10月26日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分でないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、昭和28年12月22日、那覇市内に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的に那覇市商工信用協同組合として設立され、その後、昭和47年日本本土に復帰するのを機に、沖縄の信用金庫法に基づいて昭和46年7月「沖縄信用金庫」に改組しました。営業地域については沖縄本島中南部一体とし、店舗は那覇市に本店、その他支店7店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として会員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である建設業、不動産業、サービス業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、バブル経済時に融資した大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成13年7月末において大幅な債務超過となりました。

（会員勘定▲1,337百万円）

こうした状況の中であって、当金庫では、自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

バブル経済崩壊後、ペイオフ解禁を睨んで経営体質の強化を図るため、預金・貸出金の増強、延滞債権の圧縮、経費削減等を経営の指針として経営改善を図ってきました。

しかし、長期化する景気低迷は、中小零細企業の経営を直撃することとなり、取引先の倒産や経営不振が相次ぎ、多額の不良債権の償却・引当を毎期計上する状況となったため自己資本比率も悪化をたどる結果となりました。

特に、バブル経済時に融資した大口取引先の経営悪化や担保評価の下落等が主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当金庫は、平成11年3月決算を6月18日に発表後、同年11月に実施された沖縄総合事務局による検査結果に基づき自己査定を見直したことから、貸倒引当金の引当額を増額し、当期損失901百万円となる決算修正を行いました。この決算修正により自己資本比率は当初の4.55%から1.93%へ大幅に低下することとなりました。

このような状況下、平成12年3月期決算で自己資本比率が2.96%に持ち直したものの、同年5月16日付で金融監督庁長官より、銀行法第26条第1項の規定に基づく「早期是正措置命令」を受け、6月15日に自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出いたしました。

平成13年3月期においては、「経営改善計画書」に基づき、経費の節減、店舗の統廃合・人員の削減等を行いました。長引く不況や担保価格の下落等により、自己資本比率が2.13%となりました。

当金庫は、平成13年9月期の仮決算をするに当たって、監査法人調査及び当局の検査の内容を踏まえて平成13年7月末を基準日とした自己査定を行った結果、新たに多額の貸倒引当金の計上を余儀なくされ、1,337百万円の債務超過に陥ることになり当金庫の財産をもって債務を完済できない状況にあります。

(2) 自己資本回復の断念

当金庫のおかれた現状を見ますと地域経済の回復等が見込めない状況下において、自己資本回復の具体策も見出せず、当金庫がこの様な状態で業務を継続すれば、預金者、融資先などの取引先に多大な不利益を与えるばかりでなく、地域の金融秩序を混乱に陥れることは避けられないとの判断に基づき、平成13年10月26日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたりました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である那覇市の不動産、サービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移>店舗数：8店舗

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	34,279	100.0	33,970	100.0	32,654	100.0	27,467	100.0	178,403	100.0
うち中小企業	26,366	76.9	24,822	73.1	23,956	73.4	19,974	72.7	123,818	69.4
うち個人	7,912	23.1	7,627	22.5	7,412	22.7	6,783	24.7	51,414	28.8
うちその他	-	-	1,520	4.5	1,285	3.9	709	2.6	3,170	1.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当金庫の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に店周のサラリーマンや中小企業主の家族等への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：8店舗

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	42,686	100.0	42,400	100.0	39,845	100.0	279,681	100.0
うち個人預金	31,968	74.9	32,176	75.9	30,921	77.6	213,556	76.4
うち法人預金	6,578	15.4	6,187	14.6	5,425	13.6	53,980	19.3
うちその他	4,140	9.7	4,037	9.5	3,499	8.8	12,145	4.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、今後、資金繰り対策上、必要が生じれば逐次処分する方針です。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	1,870	1,854	1,891	106
国債・地方債	711	696	774	62
社債	798	826	784	35
株式	305	305	312	6
その他	56	26	20	0
貸付有価証券	-	-	-	-

※平成13年3月末の残高には、時価会計導入に伴い評価損益が含まれております。

(2) 商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	1	349	182	▲166	1	373	297
所有 不動産	-	-	-	-	-	-	-

5. 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	3,651	11.2	2,691	9.8	2,438	1.2
延滞債権	4,827	14.8	5,204	18.9	10,699	5.5
3ヵ月以上延滞債権	830	2.5	237	0.9	234	0.1
貸出条件緩和債権	1,673	5.1	1,306	4.8	5,016	2.6
合 計	10,983	33.6	9,439	34.4	18,387	9.4

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破産更生債権等	6,604	16.9	4,690	14.4	6,823	3.4
危険債権	2,473	6.3	3,425	10.5	7,796	3.9
要管理債権	2,504	6.4	1,544	4.7	4,693	2.3
正常債権	27,357	70.2	22,897	70.3	182,736	90.4
合計	38,938	100.0	32,557	100.0	202,048	100.0

6. 関係会社の状況

当金庫は、関係会社はございません。

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期合併

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な合併を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な合併を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関との円滑な合併を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、円滑な合併および善意かつ健全な取引先の保護のため円滑に合併を行うよう最大限努力いたします。

3. 合併の見込み

信用金庫としての事業特性や地域経済及び、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする相手先への配慮を念頭に置き、早期に合併することで、去る平成13年11月8日付でコザ信用金庫と合併契約書を締結。今後、円滑に合併できるよう努力してまいります。